

議案第70号

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約  
の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第1項の規定により、平成31年3月31日付で多可町が北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を脱退することに伴い、同条第2項の規定により、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月31日

西脇市長 片山象三

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約  
の一部を改正する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和41年兵庫県指令地第5017号）の一部を次のように改正する。

第2条中「各市町」を「各市」に、「関係市町」を「関係市」に、「加東市 多可町」を「加東市」に改める。

第5条第1項中「10人」を「8人」に、「関係市町」を「関係市」に改め、同条第2項中「市町」を「市」に改める。

第6条中「関係市町」を「関係市」に改める。

第7条第1項中「4人」を「3人」に改め、同条第2項中「関係市町」を「関係市」に改め、同条第3項中「市町」を「市」に改める。

第8条、第10条及び第11条中「関係市町」を「関係市」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。